

徳島県告示第四百四十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年八月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五、五六、雄字かんばら一〇一、字小谷口一二六の一七、一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三、三八、字中津六六の一、六六の二九、六六の三八から六六の四〇まで、字南尻五九の六、字奥畑四七の一六

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)